(設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)第10条第1項 に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定並びに実効性ある施策の推進を図るため、専門的見地から意見を聴取するとともに、幅広い意見を反映するため、能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議(以下「戦略会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 戦略会議の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 人口ビジョン及び総合戦略の策定に係る検討に関すること。
 - (2) 総合戦略の施策推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、戦略会議の目的を達成するために必要な事 案に関すること。

(組織)

- 第3条 戦略会議は、委員25人以内をもって組織する。
- 2 委員は、識見を有する者、業界団体及びまちづくり活動を行う団体等の代表者等のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)
- 第5条 戦略会議に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は、戦略会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 戦略会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(費用弁償)

第7条 委員が会議に出席したときは、費用弁償として、能代市職員等の旅費に関する条例(平成18年能代市条例第38号)に規定する7級に相当する額を支給する。

前条第2項の委員以外の者が出席したときも同様とする。

(庶務)

第8条 戦略会議の庶務は、企画部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成27年5月20日から施行する。

能代市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議委員 (期間: 令和元年11月1日まで)

No.	団体名等	役 職		委	員	名		
1	あきた白神農業協同組合	代表理事組合長	佐	藤	謙	悦		
2	白神森林組合	代表理事組合長	金	野	忠	德		
3	能代木材産業連合会	会長	ェ	藤	隆	夫		
4	能代商工会議所	会頭	広	幡	信	悦		
5	ニツ井町商工会	会長	菊	i 池		豊豆		
6	能代観光協会	会長	広	幡	信	悦		(兼任)
7	ニツ井町観光協会	会長	成	田	正	文		
8	秋田県立大学木材高度加工研究所	教授	山	内	毎プ	改 代	0	
9	能代地区高校校長会	会長	京		久	夫		
10	能代公共職業安定所	所長	古宇田		稔	夫		
11	秋田県山本地域振興局	局長	小	坂	純	治		(新任)
12	秋田銀行 能代支店	支店長	高	橋	徳	之		
13	北都銀行 能代支店	支店長	鈴	木	泰	樹		
14	連合秋田能代地域協議会	議長	安	田	真	人		(新任)
15	能代市総合計画市民協働会議	委員長	山	内	毎ブ	繁絮		(兼任)
16	能代青年会議所	理事長	柴	田	正	貴		(新任)
17	能代市私立幼稚園PTA連合会	会長	甲	谷	圭	司		(新任)
18	能代市自治会連合協議会	会長	船	山	捷	治	0	
19	ニツ井地区区長連絡協議会	会長	伊	藤	誠			
20	能代市連合婦人会	会長	山	崎	昌	子		
21	東北電力能代営業所	所長	大信	言田	隆	_		
22	能代郵便局	局長	大	沼	優	人		

※◎委員長、○副委員長